

第5編 伊那中央行政組合職員の旅費等に関する条例

伊那中央行政組合職員の旅費等に関する条例

昭和 38 年 6 月 4 日

条例第 12 号

改正 昭和 41 年 3 月 10 日 条例第 13 号 平成 10 年 4 月 1 日 条例第 1 号
昭和 43 年 12 月 10 日 条例第 3 号 平成 18 年 3 月 31 日 条例第 8 号
昭和 52 年 12 月 27 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、組合職員が公務のため旅行し支給する旅費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議会等招集旅費)

第 2 条 特別職の職員が、議会の招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行するとき、その旅行について、旅費又は費用弁償（以下単に「旅費」という。）を支給する。

2 前項の旅費は、伊那市職員の旅費支給等に関する規則（平成 18 年伊那市規則第 33 号。以下「伊那市旅費規則」という。）第 3 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「在勤地内の旅費」とあるのは「旅費」と読み替えるものとする。

(旅費の種類、手続支給等の準用規定)

第 3 条 前条に定めるもののほか旅費の種類、手続支給等については、伊那市職員の旅費等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 41 号）及び伊那市旅費規則を準用し、「市長」とあるのは「組合長」と、「副市長」とあるのは「副組合長」と、「総合支所長」とあるのは「助役」と、「診療所医師」とあるのは「院長」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 20 日から適用する。

附 則（昭和 41 年 3 月 10 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 12 月 25 日から適用する。

附 則（昭和 43 年 12 月 10 日条例第 3 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

2 この条例の施行前において、支給済の旅費で、この条例の規定に適合するものは、この条例によるものとする。

附 則（昭和 52 年 12 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日条例第 1 号）

第5編 伊那中央行政組合職員の旅費等に関する条例

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。